

京都市左京東部いきいき市民活動センター等自動販売機設置事業者

募集要項

京都市では、京都市左京東部いきいき市民活動センター等に自動販売機を設置していただく自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、応募される方は、必ず詳細を仕様書で確認したうえで、各事項を御承知のうえ、お申し込みください。

1 設置目的

施設利用者へのサービスの向上、災害発生時における無償での飲料の提供及び市有財産を有効活用することによる財源の確保を目的として、京都市左京東部いきいき市民活動センター等に飲料自動販売機を設置します。

2 設置場所

下表の①～③それぞれについて、設置事業者を募集します。

応募者は、①～③のうち、複数に応募することも可能です。

	設置場所	台数
①	京都市左京東部いきいき市民活動センター	1台
②	京都市下京いきいき市民活動センター	1台
③	京都市吉祥院いきいき市民活動センター	1台

3 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った飲料（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は行ってはいけません。

(2) 販売価格

標準販売価格（定価）としてください。

4 設置機種等（詳細は仕様書を確認してください。）

- (1) 災害救助ベンダーとしてください。
- (2) ユニバーサルデザインのものとしてください。
- (3) 環境に配慮したものとしてください。
- (4) 電気子メーターを設置してください。

5 維持管理等

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。

6 応募資格要件

仕様書を確認してください。

7 使用許可の期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

8 使用許可の更新

自動販売機の設置（令和3年4月1日）以降の使用状況や必要性を勘案したうえで、支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、1年ごとに更新し、最長2年を限度に引き続き使用許可を更新します。

9 申込受付期間

令和3年2月8日（月）～令和3年2月26日（金）必着

10 質問及び回答

(1) 質問（質問書持参のみ）

令和3年2月8日（月）～令和3年2月15日（月）

【午前9時から正午まで、午後1時から5時まで ※受付は平日のみ】

なお、本市において、本事業の実施に関係がないと判断した質問に対しては、お答えしませんので、あらかじめ御了承ください。

(2) 回答

質問收受日の翌日から起算して3営業日以内に、文化市民局地域自治推進室市民活動支援担当ホームページに掲載して回答します。

11 設置事業者の決定

(1) 決定方法

本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。

(2) 決定予定日

令和3年3月5日（金）の予定

(3) 決定後の公表

文化市民局地域自治推進室市民活動支援担当のホームページにおいて設置事業者の決定状況を掲載します。

【問合せ先】

京都市文化市民局 地域自治推進室 市民活動支援担当（担当：岩雲，坂口）
〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話（075）222-4072（直通）

<http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-6-3-0-0.html>